

平成27年度第2回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会第1部会摘録

日 時：平成27年7月9日（木）午後2時00分～午後3時50分

場 所：京都市役所本庁舎E会議室

出席者：小松部会長、藤井委員、仙波委員、吉田委員

事務局：辻野社会福祉法人・児童施設担当課長、新井企画係長、星山（監査適正給付推進課）

保健医療課（健康増進センター）：志摩保健医療課長、濱口課長補佐、内藤

保健医療課（子ども保健医療相談・事故防止センター）：安藤課長、井上母子保健係長、濱口課長補佐、佐野、西村

長寿福祉課：谷利長寿福祉課長、橋本

議事1 京都市健康増進センターに係る指定候補者の選定方法及び審査基準について

議事2 指定候補者の選定について

対象施設 ・京都市久多いきいきセンター
・京都市子ども保健医療相談・事故防止センター

辻野課長

ただ今から、保健福祉局指定管理者選定委員会を開催する。委員には、多忙にも関わらず、出席を賜り、御礼申し上げます。本日の部会は、1番目の議題として、京都市健康増進センターに係る指定候補者の選定方法及び審査基準について、2番目の議題として、京都市久多いきいきセンター及び京都市子ども保健医療相談・事故防止センターに係る指定候補者の選定である。

なお、本日の委員会のうち、議題2については、京都市情報公開条例第7条に規定される非公開情報を取り扱うことから非公開とさせていただくこととしており、事前に広報発表をしている。

また、本日4名の委員が出席していることから、京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第7条第3項の規定により、会議が成立することを御報告させていただく。

それでは、これからの議事進行は小松部会長にお願いする。

小松部会長

本日は多忙にも関わらず当部会に出席賜り、御礼申し上げます。

それでは議事に入らせていただく。事務局から説明があったとおり、「京都市健康増進センター」に係る指定候補者の選定及び審査基準についてである。保健医療課が所管する施設の募集要項の審議である。

まず初めに、募集要項のうち保健福祉局として統一されている部分について事務局から説明願う。

- 辻野課長 (案件説明)
- 小松部会長 引き続き、施設所管課である保健医療課から説明願う。
- 志摩課長 (案件説明)
- 小松部会長 それでは、ただ今の事務局及び保健医療課の説明について質問・意見等があればお願いします。
- 収支内訳の表について、管理運営事務及び事業受託費はどの項目にあてはまるのか。
人件費等は利用料でまかなうのか。
- 志摩課長 管理受託事業収入にあてはまる。受託事業収入と利用料を合わせてまかなう。
- 京都市以外の受託事業収入はあるのか。
- 志摩課長 自由診療収入がある。
- 典型的な医療行為をすることはないか。
- 志摩課長 京都市の診療所としては廃止している。
- 箱物管理は専門の業者がしているのか。
- 志摩課長 設備や清掃は業者に委託している。
- 医師や看護師は人件費がかかる。自由診療収入500万円であり、人に関して整理した方がよいのでは。
- 志摩課長 医師と看護師は常勤勤務であるが、それ以外の技師は非常勤。指定保養施設の役割を果たすには、技師も必要。
- 検査を受ける人はどういう人なのか。
- 志摩課長 特定検診等で運動を進められた場合、特定保健指導の中で紹介する。各個人に合わせて生活プログラムや運動プログラムを組み立て実践的に指導している。健康教室や講座等で運動に触れるきっかけづくりの役割をしている。

○ 実績は次回出せるか。

志摩課長 本市では指定管理者が業者へ委託している内容の点検や評価までは行っていない。

○ 28年度以降の料金については、改定するのか。

志摩課長 プールやジムの利用料金は条例で定めており、その範囲内で設定してもらう。

○ 今までは同じ事業者が運営していたのか。

志摩課長 平成18年から指定管理者が取り入れられたが、初めから同じ事業者が管理している。

○ 今までの指定候補者は競合したのか。

志摩課長 前回、前々回とも競合はしていない。

○ 健康増進センター条例をつけてほしい。借金が1500万円とあるが、プールの指導員等のアルバイト料が含まれているか。必要最低人員には、指導員や監視員には含まれていないのか。

志摩課長 運動指導しているのは、健康運動指導士であるが、プールの監視員はアルバイト等で回している。

○ アルバイトはある団体に派遣させているのか、直接委託団体が雇用しているのか。

志摩課長 詳細はわからないが、学生アルバイトを雇用している。

○ 自主事業収入と施設利用収入でまかなっているが、収支が苦しくなると人件費が払いにくくなり、手薄になるため、心配であるが。

○ 診療所をやめたのは最近か。

志摩課長 平成25年6月に診療所はなくなっている

○ 施設の中に南区役所があるが、南区役所とは別なのか。

- 志摩課長 施設の中に入っているのは、保健センターである。
- 人的交流はあるのか。
- 志摩課長 ない。
- 全市的な建物であるが、地域貢献はしているのか。
- 志摩課長 南区役所で実施している子育て支援の取組で場所の提供をしている。全市的な建物であるが、利用者は周辺住民が多い。
- 26年度の収支は赤字だが、この赤字分についてはどう補填するのか。
- 志摩課長 委託していた元春日学区の高齢者向けの筋トレ教室が廃止になったため、赤字になった。
- 筋トレ教室はどこかに委託されたのか。
- 志摩課長 別の事業者が近辺の場所を借りて教室を行っている。
- 施設は利用料金を払えば誰でも利用可能なのか。
- 志摩課長 可能である。ジムは15歳以上になる。
- 送迎のバスを走らせているのか。
- 志摩課長 平成26年度に廃止になった。
- 市からの受託事業と自主事業の内訳は。
- 志摩課長 市の受託事業は、介護予防の教室、栄養に関する教室（セミナーや講座）がある。
- 濱口補佐 市の受託事業であるが、口腔に関すること、転倒予防等の教室がある。ヘルスピアを拠点に教室を実施している。
- 高齢者を意識した事業をしている。平成5年の開設以来、当初から今の団体が運営しており、平成18年も競合はしておらず、今の団体が運営しているのか。

志摩課長 そうである。

小松部会長 他に意見等がなければ採決に入らせていただく。
議題1の取扱いについて、事務局案のとおり承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

小松部会長 それでは事務局及び保健医療課の説明のとおり公募を実施する。

小松部会長 引き続き、議題2京都市久多いきいきセンター及び京都市子ども保健医療事・故防止センターに係る指定候補者の選定について審議を行う。

(議題2)

京都市情報公開条例第7条第1項第2号に定める非公開情報(法人等の事業活動に関する情報)を取り扱うため非公開。